

国分寺市医師会訪問看護ステーション重要事項説明書

(居宅サービス計画作成依頼重要事項説明書)

この重要事項説明書は東京都のモデル説明書を基準にしています。

1 当方が提供するサービスについての相談窓口

- <電話番号> 042 (312) 4188
<FAX> 042 (359) 3266
<メールアドレス> kyotaku.k@kokubunji-med.or.jp
※ ご不明な点は何でもお尋ねください。

2 国分寺市医師会訪問看護ステーションの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びおもなサービス提供地域

事業所名	国分寺市医師会訪問看護ステーション
所在地	〒185-0024 東京都国分寺市泉町二丁目3番地8号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 第1373101938号)
主としてサービスを提供する地域	国分寺市内 *上記地域以外に居住される方でも、ご希望の場合はご相談ください。

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	介護福祉士	(1名)		(1名)
	看護師	1名		
事務職員	一般事務職		1名	1名
合計		2名	1名	3名

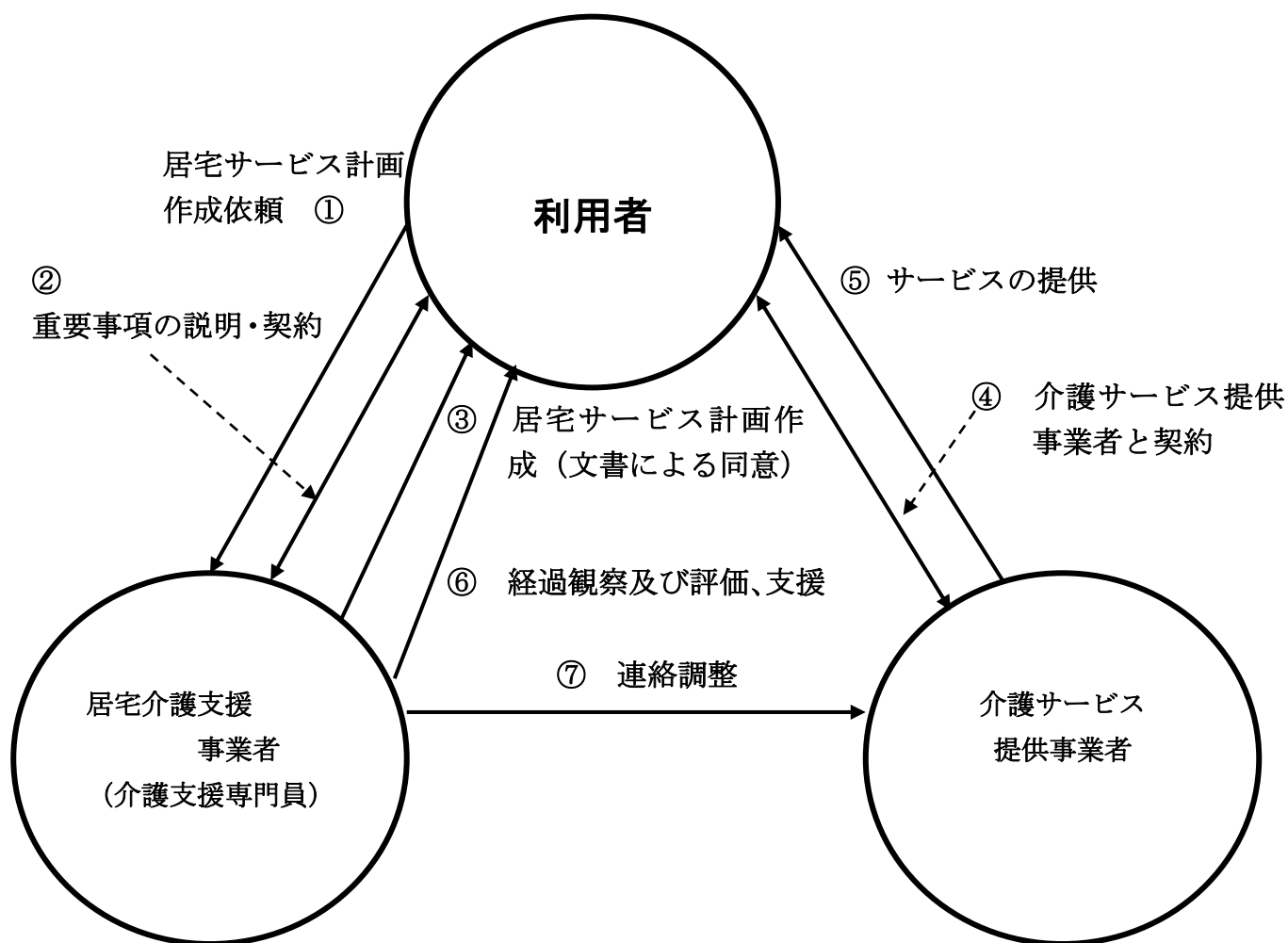
※ () は兼務人数

(3) 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日まで	午前9時から午後5時まで
------------	--------------

※ なお、土曜日、日曜日及び国民の休日と年末年始は休業日とさせていただきます。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れとおもな内容



- ※ 複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます
- ※ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険法により全額給付されるため、利用者負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納などの理由により法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じて1か月につき介護保険法令に準じた料金をお支払いいただき、訪問看護ステーションからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日国分寺市福祉部高齢福祉課窓口へ提出しますと、下記の要介護認定等区分に該当する支払額につき全額の払戻しを受けられます。

(2) 解約料 (無料)

利用者は、いつでも契約を解約することができ、解約にかかる一切の料金はかかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話によりお申し込みください。訪問看護ステーションの職員がお伺いいたします。本契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア 利用者の御都合によりサービスを終了する場合； 文書等によりお申し出下さればいつでも解約できます。

イ 訪問看護ステーションの都合によりサービスを終了する場合； 人員が不足しているときや等のやむを得ない理由によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書により通知するとともに、近隣の他の居宅介護支援事業者を御紹介いたします。

(3) 以下に定める場合は、利用者又は訪問看護ステーションからの通知がなくとも自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保険施設に入所等した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1若しくは要支援2と認定された場合

ウ 利用者が死亡した場合又は被保険者資格を喪失した場合

(4) 利用者又は利用者のご家族などが訪問看護ステーションの介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったときは、文書等で通知することにより、直ちにサービスを終了する場合があります。

6 当方の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

一人ひとり異なる状態にある利用者に対し、中立公正な立場で必要とするサービスを効果的・効率的に提供するため、介護支援専門員によるサービスの調整・選択を行い、インフォームド・コンセント（説明と同意）のうえ、適切な居宅サービス計画を提供し、利用者や家族のQOL（生活の質）の向上を図る。

したがって、質の高いケアマネジメントを実践したり、サービス資源を開発する能力、個人情報を取り扱う良識などを高めるため、各種研修への参加や職場研修を実施する。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

要介護者や要支援者の生活している全体像（身体機能的側面、心理的側面、社会的側面）をアセスメントにより把握し、それを基に居宅サービス計画を作成するため、以下の9領域のアセスメントを実施する。

- ① 要介護者や要支援者の相談内容を含めたフェースシート
- ② 家族状況とインフォーマルな支援の状況
- ③ サービス利用状況
- ④ 住居等の状況
- ⑤ 本人の健康状態・受診等の状況
- ⑥ 本人の基本動作等の状況
- ⑦ 援助内容の詳細
- ⑧ 全体のまとめ・特記事項
- ⑨ 1日のスケジュール

(3) サービス利用のためのポイント

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい。
調査（課題把握）の方法 （アセスメントツールの詳細）	—	自事業所方式
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回職員研修を実施しています。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者の都合による解約の場合の契約料	×	前記4の（3）参照

7 各サービスの利用割合

(1) ご希望があれば、訪問介護・福祉用具貸与・通所介護・地域密着型通所介護については、ケアプランに位置づけられた上位3法人について別紙にてお知らせ可能です。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

当方の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を受けたまわります。

・国分寺市医師会訪問看護ステーション 居宅管理者又は所長

<電話番号> 042(312)4188 又は
042(326)0743

(2) その他

当方以外に国分寺市（保険者）や公的団体の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

・国分寺市福祉部高齢福祉課介護保険係

<電話番号> 042(321)1301

<メールアドレス> koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp

・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

<電話番号> 03(6238)0177

*受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

9 第三者評価の実施の有無

実施なし

10 当事業者の概要、その他

<事業者名> 一般社団法人 国分寺市医師会

<代表者名> 会 長 高木 智匡

<住 所> 〒185-0024

東京都国分寺市泉町二丁目3番地8号

<電話番号> 042(322)4338